

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

2019年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では輸送の安全確保、事故防止等に万全を期するため、ドライバー等従業員の皆様に対しまして、安全意識の高揚、運転知識・技能の向上等の教育の一助とするため、安全教育訓練を下記要領にて実施するとともに、受講料一部を助成いたしますので是非ご利用ください。

記

1. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設

一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

(2) 指定研修施設

自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
クレフィール湖東 交通安全研修所
総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道
総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前
総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城
総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま
総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉
総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原
総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原
総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI
総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ
総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原
総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI

2. 研修日程

「別表1」、「別表2」のとおり（クレフィール湖東、ドライビングアカデミーABO SHI、以外の研修施設の日程については大ト協ホームページに掲載しております。

ホームページをご覧ください。下記までお電話でお問い合わせください。）

大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL: 06-6965-4033

3. 助成枠確保申請 FAX 受付期間

2019年4月1日（月）～2020年2月28日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。

（終了の際は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

※各研修施設への研修受講予約については3月8日（金）開始です

4. 受講申込および助成金の申請・交付手順

① 受講を希望する施設・日程等を確認のうえ、直接研修施設に連絡いただき、受講予約をしてください。

※「別表3」の各施設お問い合わせ先を参照

② 研修施設にて受講予約をされた方は、「様式1」をご記入の上、大ト協交通・環境部宛に FAX（06-6965-4029）にて助成枠の確保をしてください。

※受講申込書を兼ねているため、速やかに FAX してください。

③ 研修施設からの案内に従い受講手続きを行い、研修を受講して下さい。

④ 研修終了後、速やかに助成申請書類（下記5. 実施報告書提出書類）を下記（大ト協 交通・環境部）まで提出してください。

※受講後、原則として1週間以内に提出して下さい。

⑤ 助成金が交付されます。

※ 助成金枠の確保の手続き（上記手順②）をせず、研修受講後に助成金の申請をされた場合は助成できません。ご注意ください。

※ ②の FAX 後に受講日・受講者が変更となった場合・受講および助成枠をキャンセルされる場合は速やかに、研修施設および大ト協 交通・環境部の両方に連絡してください。

5. 実施報告書提出書類

① ドライバー等安全教育訓練助成申込み書兼実施報告書（助成申請書）（様式1）

※訂正等の際には修正液を使用しないでください。（訂正印等で対応してください）

② 研修修了証の写し 例 クレフィール湖東受講分は水色のカードサイズのもの

③ 研修参加報告書（様式2）

④ 暴力団排除にかかる誓約書（様式3）

※2019年度中に他の助成事業を利用の際等、すでにご提出いただければ提出不要

⑤ 受講料にかかる領収証の写し（振込み明細書等でも可）

○ 助成申込先（郵送可）

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会・交通・環境部

TEL 06-6965-4033

6. 助成対象受講者

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

※他の府県の事業所に在籍する従業員は助成対象外です。

7. 助成額

○一般研修・特別研修・・・上限は受講料の1/2（別表1参照）

例）クレフィール湖東で一般研修（50,652円）を受講した場合

助成額：受講料（50,652円）× 1/2 = 25,326円

100円未満切り捨て（25,300円）

25,300円

※研修施設までの交通費や研修前および研修後の宿泊費・食費等については対象外です。また、研修中における受講者本人の個人的な支出等も対象外です。

※10月以降の受講料及び助成額については、消費税増税が決定次第、掲載致します。

8. 助成（利用）制限

多くの事業者のみなさまにご利用いただくため、勝手ではございますが、1社当たりの助成人数を制限させていただいております。

1社当たりの助成人数

特別研修 ----- 2名以内

一般研修 ----- 2名以内

（合計4名以内）

●クレフィール湖東・ドライビングアカデミーABOSHI 特別研修予定日一覧表(2泊3日研修)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	助成額 (1/2)	定員	
指定研修施設	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修	108	5月31日(金)	～	6月2日(日)	82,296	41,100	20
			109	10月3日(木)	～	10月5日(土)	※2	※2	20
			110	11月29日(金)	～	12月1日(日)			20
			111	12月18日(水)	～	12月20日(金)			20
		112	7月26日(金)	～	7月28日(日)	86,616			43,300
		113	8月23日(金)	～	8月25日(日)		20		
	総合交通教育センター ドライビングアカデ ミーABOSHI	一般・初任 ドライバー研修	152	9月28日(土)	～	9月30日(月)	71,200	35,600	20
			153	11月9日(土)	～	11月11日(月)	※2	※2	20

●クレフィール湖東・ドライビングアカデミーABOSHI 一般研修予定日一覧表(1泊2日研修)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程		研修受講料 ※1	助成額 (1/2)	定員	
指定研修施設	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー安全 運転研修	1006	4月27日(土)	～	4月28日(日)	50,652	25,300	20
				6月14日(金)	～	6月15日(土)			20
				6月22日(土)	～	6月23日(日)			20
				7月14日(日)	～	7月15日(月)			20
				11月2日(土)	～	11月3日(日)	※2	※2	20
				11月16日(土)	～	11月17日(日)			20
				1月11日(土)	～	1月12日(日)			20
				2月8日(土)	～	2月9日(日)			20
	総合交通教育センター ドライビングアカデ ミーABOSHI	一般・初任 運転者	1017	9月28日(土)	～	9月29日(日)	50,750	25,300	20
				11月9日(土)	～	11月10日(日)	※2	※2	20

※1. 研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

※2. 10月以降の研修受講料及び助成額については、消費税増税が決定次第、掲載致します。

クレフィール湖東、ドライビングアカデミーABOSHI、以外の研修施設については大阪府トラック協会ホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。
大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL:06-6965-4033

《別表3》

施設区分	No.	所在地	研修施設	連絡先
特定研修施設	(1)	愛知県	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話0561-36-1010 FAX 0561-36-1210 (名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分)
	(2)	埼玉県	一般社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090 (秩父鉄道永田駅より徒歩約25分)
指定研修施設 (研修所)	(3)	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552 (JR常磐線勝田駅よりバスで約20分)
	(4)	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877 (JR東海道線能登川駅より送迎バスで約30分)
指定研修施設 (教習所)	(5)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場 ②西地区会場	①東地区会場 (JR根室本線釧路駅よりバスで約25分) 北海道釧路市芦野5-12-1 電話 0154-37-1196 FAX 0154-37-1178 ②西地区会場 (JR室蘭本線苫小牧駅よりバスで約30分) 苫小牧市拓勇東町8-6-68 電話 0144-57-8410 FAX 0144-57-8410
	(6)	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 電話 0172-28-2727 FAX 0172-28-3382 (JR弘前駅より送迎バスで約8分)
	(7)	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場 ②西地区会場	①石巻中部自動車学校 (JR石巻あゆみ野駅より徒歩約15分) 宮城県石巻市門脇字浦屋敷124番1号 電話0225-94-1285 FAX 0225-94-1288 ②富谷自動車学校 宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11番3号 電話 022-358-8787 FAX 022-358-8777 (市営地下鉄南北線泉中央駅より送迎バスで約15分)
	(8)	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所	①前橋自動車教習所 (JR前橋駅北口より送迎バスで約20分) 群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 電話 027-233-1155 FAX 027-233-2004 ②かぶら自動車教習所 (JR高崎駅より送迎バスで約20分) 群馬県藤岡市立石1563 電話 0274-42-0462 FAX 0274-42-8280
	(9)	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉 東洋自動車教習所	千葉県旭市鎌数5146 電話0479-64-0100 FAX0479-64-0102 (JR総武本線 千潟駅より徒歩12分)
	(10)	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 電話0465-36-1215 FAX0465-37-4603 (小田急線 蛍田駅より徒歩5分)
	(11)	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 電話 0572-27-2356 FAX 0572-27-2967 (JR多治見駅北口より送迎バスで約20分)
	(12)	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108番地 電話079-274-1839 FAX079-274-2729 (JR網干駅より徒歩5分)
	(13)	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 電話 082-854-4000 FAX 082-854-9466 (JR矢野駅より送迎バス約30分)
	(14)	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原	愛媛県松山市空港通4丁目8-12 電話089-972-1010 FAX089-972-1039 (JR松山駅より送迎バス6分)
	(15)	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427 (JR鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約7分)
	(16)	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 電話0986-38-1001 FAX0986-38-0908 (JR都城駅より車で10分)

(様式1)

2019年度 ドライバー等安全教育訓練助成申込み書兼実施報告書(助成申請書)

(一社)大阪府トラック協会 会長 殿		助成枠申込日(FAX) 西暦 年 月 日	
		報告日(受講後助成申請日)西暦 年 月 日	
※受講後、原則として1週間以内にご申請下さい			
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミー北海道 6. ドライビングアカデミー 弘前 7. ドライビングアカデミー 宮城 8. ドライビングアカデミー ぐんま 9. ドライビングアカデミー千葉 10. ドライビングアカデミー小田原 11. ドライビングアカデミー大原 12. ドライビングアカデミーABOSHI 13. ドライビングアカデミー テクノ 14. ドライビングアカデミー 石原 15. ドライビングアカデミーONGA 16. ドライビングアカデミー MIYUKI ※いずれかに丸をしてください	
研修名		1. 特別研修 : 【別表1】 参照 2. 一般研修 : 【別表2】 参照 研修名 : ※どちらかに丸をし研修名を記載してください	
日程等	特別研修 (3泊4日) (2泊3日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 西暦 年 月 日() ~ 月 日()【日間】	
	一般研修 (1泊2日)	研修施設に予約済ですか?(はい ・ いいえ) ※予約後に大ト協へFAXしてください	
事業者名・代表者名		(所属支部) 事業者名 代表者名 <input type="checkbox"/> ※貴社印(代表者印)	
Gマーク認定証番号		Gマーク認定取得 あり ・ なし (※どちらかに丸をしてください) ※ありの場合 Gマーク認定証番号()	
申込責任者(担当者)		役職 氏名	
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな 氏名 生年月日: 昭和・平成 年 月 日 生まれ	
研修受講者の所属 支店・営業所名		所属支店・営業所名 (所在地: 市) ※必ずご記入ください 記入例: 本社営業所 (所在地: 大阪市)	
自 宅 住 所		〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ()	
※受講者が変更となった場合や受講・助成枠をキャンセルされる際は必ず、研修施設および大ト協の両方に連絡してください。			
前 泊 (助成対象外)		する・しない (中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊不可)	
		後 泊 (助成対象外)	
		する・しない (中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センター、安全運転中央研修所は後泊不可)	
助成金	研修受講料/助成額	研修受講料 円 助成額 円(別表1, 2参照)	
	振込先 (事業者に限る)	銀行 支店 (普通・当座) 預金	
		ふりがな 口座番号 _____ 口座名義	
※口座情報に関しては受講後の助成申請の際に記載してください(助成枠確保のFAX連絡の段階にご記入の際は本紙が研修施設に転送されることをご了承ください)			
備 考		送迎希望→ <input type="checkbox"/> (送迎を行っているか各研修施設へお問合せ下さい) 乗車トン数→ _____ トン車※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入	

○添付書類

(1)研修修了証の写し 例※クレフィール湖東受講分は水色のカード形式のもの

(2)研修参加報告書(様式2)

(3)暴力団排除にかかる誓約書(様式3)

←2019年度中に他の助成事業を利用の際等、すでに提出済の方はここにチェックを入れてください(提出は年度内一度で可)

(4)受講料にかかる領収証の写し(振込み明細書等でも可)

※安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)には施設に納入した受講料に基準となる食事代を含めて記入してください。(但し、この食事代に係る領収書は不要とします。)

(様式 2)

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想 (○で囲んで下さい)

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

--

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

--

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

--

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

(公社) 全日本トラック協会

(様式 3)

西暦 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者